3　各ライフステージの取組

	施策の方向性	具体的な取組
1　ライフステージを通して	■こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	○こどもの権利の普及啓発 ○こどもの権利に関する学習機会の確保 ○相談に対応する支援体制の充実
	■こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映	○こども・若者、子育て当事者の意見反映の促進
	■こども・若者の社会参加の推進	○こども・若者の社会参加の推進
	■社会全体でのこども・子育て支援の取組の推進	○地域全体で子育て世帯を応援する気運の醸成 ○地域の推進体制の整備と取組の支援 ○地域における取組の支援 ○子育て支援団体等の活動の促進 ○父親の育児への積極的参加の促進 ○官民協働による地域全体での取組の促進 ○次世代教育の推進
	■生活環境の整備	○子育てに配慮した住宅の供給促進 ○安全な道路交通環境等の整備 ○子育てバリアフリー等の整備 ○犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進
	■多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	○望ましい生活習慣確立のための意識啓発 ○児童館活動の促進 ○文化・スポーツ等に親しむ環境の整備 ○公園、遊びの場の確保 ○食育の推進 ○木育の推進
	■こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	○小児医療の提供体制の整備 ○慢性疾患を抱えるこども・若者への支援 ○学童期・思春期から成人期に向けた保健体制の充実
	■こどもの貧困対策	○相談支援 ○教育支援 ○生活支援 ○保護者に対する就労支援 ○経済的支援 ○ひとり親家庭等への支援
	■障がい児支援・医療的ケア児等への支援	○障がいの有無にかかわらず安心してともに暮らすことのできる地域づくり ○障がいのあるこども・若者の学びの充実
	■児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	○総合的な児童虐待防止対策の推進 ○社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 ○ヤングケアラーへの支援
	■こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	○こども・若者の自殺対策の推進 ○こども・若者の非行や犯罪を防ぐ環境づくり ○こども・若者を犯罪被害から守る環境づくり

※「1　ライフステージを通して」は次項の２～４までのライフステージに共通した位置付け

2 こどもの誕生前から幼児期まで

■妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ○プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等
- ○妊娠・出産に関する情報提供
- ○こども家庭センターの設置促進
- ○母子保健サービスの推進体制の整備
- ○相談体制等の整備
- ○産後ケア体制の充実
- ○周産期医療体制の整備
- ○不妊・不育治療等への支援

■こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ○保育サービスの充実
- ○教育・保育を支える人材の確保
- ○教育・保育の一体的提供の促進
- ○多様な保育サービスの提供
- ○教育・保育の質の向上
- ○良質なサービスの確保
- ○地域における子育て支援体制等の充実
- ○子育て支援等に関する情報提供
- ○子育て支援拠点等の整備

3 学童期・思春期

■こどもの居場所づくりの推進
- ○指針を踏まえた多様な居場所づくりの推進
- ○放課後児童の健全育成

■いじめ防止
- ○ネットいじめ対策の推進
- ○いじめ未然防止教育の推進
- ○関係機関における連携体制の整備

■不登校のこどもへの支援
- ○支援体制の整備

■18歳成年に伴う主権者教育等の充実とキャリア教育の推進
- ○主権者教育の推進
- ○消費者教育の推進
- ○キャリア教育等の推進

■地域特性を活かした多様な教育機会の提供
- ○地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備
- ○家庭及び社会教育への支援の促進

4 青年期

■高等教育の修学支援
- ○高等教育費の負担軽減

■就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ○若者への就労支援
- ○若者が地域にとどまり、働ける場の創出
- ○若年無業者・ひきこもりの若者を支える取組の推進

■結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ○適切な情報提供や相談体制の整備
- ○結婚に伴う新生活のスタートアップ支援の推進

■子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ○経済的負担の軽減
- ○高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援等経済的負担の軽減

■共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ○企業等における取組の促進
- ○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の実現に向けた理解や普及啓発の促進
- ○両立のための環境整備
- ○積極的な企業に対する優遇制度の推進
- ○パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備
- ○広報・啓発活動の充実
- ○家庭における男女平等教育の推進
- ○仕事と家庭が両立できる働き方改革
- ○働きたい女性の就労・雇用継続支援

（1）ライフステージを通して

① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
② こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映
③ こども・若者の社会参加の推進
④ 社会全体でのこども・子育て支援の取組の推進
⑤ 生活環境の整備
⑥ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
⑦ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
⑧ こどもの貧困対策
⑨ 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
⑩ 児童虐待防止対策と社会的養育の推進及びヤングケアラーへの支援
⑪ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

※ 「ライフステージを通して」は以下の（2）～（4）に共通した取組のこと

（2）こどもの誕生前から幼児期まで

① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

（3）学童期・思春期

① こどもの居場所づくりの推進
② 18 歳成年に伴う主権者教育等の充実とキャリア教育の推進
③ 地域特性を活かした多様な教育機会の確保
④ いじめ防止
⑤ 不登校のこどもへの支援

（4）青年期

① 高等教育の修学支援
② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
③ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
④ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
⑤ 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

第６　計画の推進

１　計画の推進体制

○道の推進体制【再掲】

道では、こども施策を総合的かつ計画的に推進するため、知事を本部長に、関係部長を本部員とする北海道こども政策推進本部を設置しており、引き続き、全庁を挙げてこども施策を推進していきます。

○地域における推進体制【再掲】

こども施策を推進する上で、地域の特性や実情を踏まえた取組が重要となることから、振興局ごとに設置している少子化対策圏域協議会において、少子化対策をはじめとするこども施策に係る情報交換や検討協議を行うとともに、全道連絡会議の開催などを通じて、関係機関と連携した取組を推進します。

○北海道こども施策審議会【再掲】

道では、北海道こども施策審議会条例第１条に基づき、こども施策の推進を図るための知事の附属機関として、北海道こども施策審議会（以下「審議会」という。）を設置し、こども施策の推進に関する重要事項の調査審議等を行っており、計画の推進状況や施策等の評価などに関して、審議会からの意見をいただき、計画に登載する施策や事業の進め方などに反映していきます。

２　計画の点検評価

計画の推進状況については、少子化対策条例第 21 条及び青少年条例第 12 条に基づき、公表します。

毎年度実施する点検評価に当たっては、各年度の取組や事業指標の達成状況などについて、道民にわかりやすい内容となるよう努めるとともに、道民意識やニーズの変化等を的確に把握するため、必要に応じ調査等を行います。

また、計画策定・実行・評価・改善（ＰＤＣＡ）のサイクルの点検手法により、施策の内容や取組方法等の不断の見直しを行います。

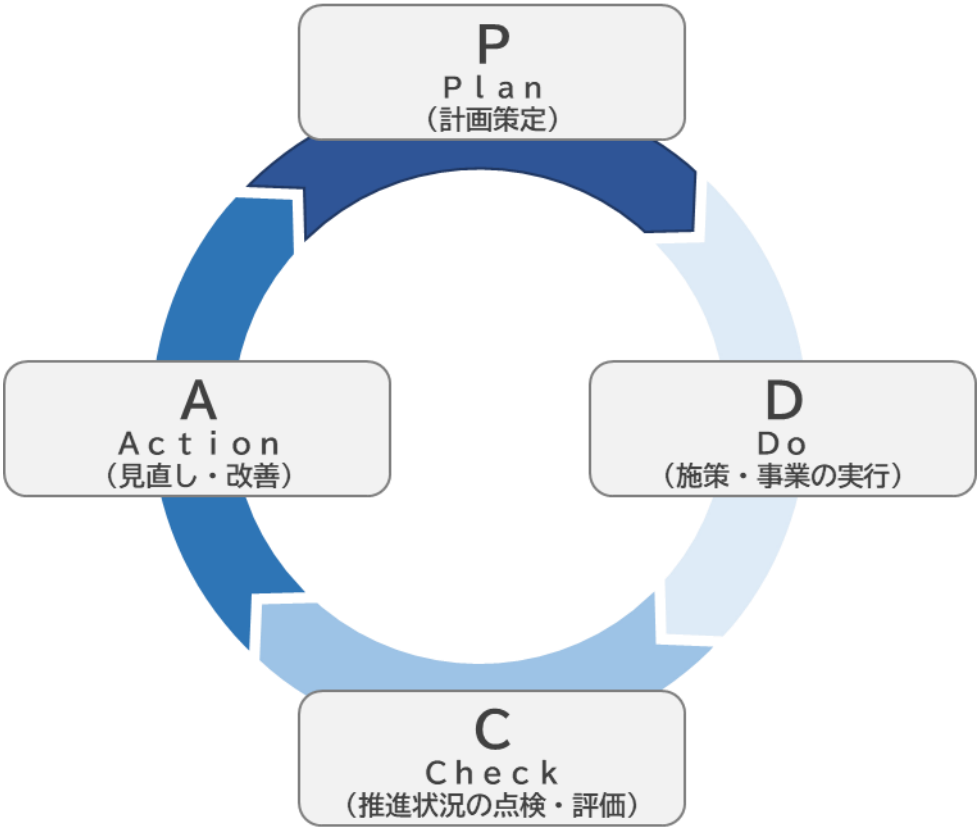

教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」等
区域（市町村）別一覧

第８　資料

１　用語の解説

2　各種データ

（1）人口の推移　（単位：人）

区　分	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
昭和３０年	4,773,087	1,750,215 (36.7)	2,836,557 (59.4)	186,265 (3.9)
昭和３５年	5,039,206	1,681,479 (33.4)	3,145,664 (62.4)	212,063 (4.2)
昭和４０年	5,171,800	1,462,123 (28.3)	3,460,359 (66.9)	249,318 (4.8)
昭和４５年	5,184,287	1,309,487 (25.3)	3,575,731 (69.0)	299,069 (6.9)
昭和５０年	5,338,206	1,312,611 (24.6)	3,657,884 (68.5)	366,651 (6.9)
昭和５５年	5,575,989	1,289,324 (23.3)	3,823,808 (68.6)	451,727 (8.1)
昭和６０年	5,679,439	1,217,959 (21.4)	3,910,729 (68.5)	549,487 (9.7)
平 成 2 年	5,643,647	1,043,251 (18.3)	3,924,717 (69.5)	674,881 (12.0)
平 成 7 年	5,692,321	898,673 (15.8)	3,942,868 (69.3)	844,927 (14.8)
平成１２年	5,683,062	792,352 (13.9)	3,832,902 (67.4)	1,031,552 (18.2)
平成１７年	5,627,737	719,057 (12.8)	3,696,064 (65.7)	1,205,692 (21.4)
平成２２年	5,506,419	657,312 (11.9)	3,482,169 (63.2)	1,358,068 (24.7)
平成２７年	5,381,733	608,296 (11.4)	3,190,804 (59.6)	1,558,387 (29.1)
令 和 2 年	5,224,614	555,804 (10.8)	2,945,727 (57.0)	1,664,023 (32.2)

注：総人口は年齢不詳を含む。（）内は構成割合（%）。
資料：総務省「国勢調査」

（2）家族類型別世帯数等の推移　（単位：世帯数、人）

区　分	総　数	核家族世帯			単独世帯	その他の親族世帯	非親族世帯	1世帯当たり人員
		夫婦のみ	夫婦と子	ひとり親と子				
昭和５０年	1,561,298 (100.0)	250,650 (16.1)	752,211 (48.2)	91,146 (5.8)	203,976 (13.1)	260,809 (16.7)	2,507 (0.2)	3.62
昭和５５年	1,823,789 (100.0)	305,773 (16.8)	777,119 (42.6)	105,360 (5.8)	376,396 (20.6)	256,706 (14.1)	2,435 (0.1)	2.99
昭和６０年	1,915,016 (100.0)	355,923 (18.6)	752,896 (39.3)	127,017 (6.6)	416,648 (21.8)	258,541 (13.5)	3,991 (0.2)	2.89
平 成 2 年	2,015,275 (100.0)	422,208 (21.0)	714,955 (35.5)	142,172 (7.1)	492,861 (24.5)	241,149 (12.0)	1,930 (0.1)	2.73
平 成 7 年	2,174,122 (100.0)	487,809 (22.4)	686,945 (31.6)	157,854 (7.3)	606,095 (27.9)	229,182 (10.5)	6,237 (0.3)	2.56
平成１２年	2,277,968 (100.0)	538,185 (23.6)	659,599 (29.0)	181,292 (7.9)	682,273 (30.0)	207,290 (9.1)	9.329 (0.4)	2.42
平成１７年	2,335,185 (100.0)	562,137 (24.1)	621,633 (26.6)	207,380 (8.9)	738,019 (31.6)	190,205 (8.1)	15,811 (0.7)	2.31
平成２２年	2,418,305 (100.0)	578,874 (23.9)	587,312 (24.3)	223,889 (9.3)	842,730 (34.8)	164,039 (6.8)	21,189 (0.9)	2.21
平成２７年	2,438,206 (100.0)	583,361 (23.9)	553,149 (22.7)	227,308 (9.3)	909,106 (37.3)	142,107 (5.8)	23,175 (1.0)	2.13
令和２年	2,469,063 (100.0)	584,819 (23.7)	511,571 (20.7)	228,016 (9.2)	999,825 (40.5)	117,407 (4.8)	27,425 (1.1)	2.04

注：昭和５０年は普通世帯、昭和５５年以降は一般世帯
資料：総務省「国勢調査」

（３）合計特殊出生率及び出生数の推移　　（出生数～単位：人）

区　分	北海道		全国		区　分	北海道		全国	
	合計特殊出生率	出生数	合計特殊出生率	出生数		合計特殊出生率	出生数	合計特殊出生率	出生数
昭和３０年	2.72	103,678	2.37	1,730,692	平成６年	1.37	52,522	1.50	1,238,328
昭和３５年	2.17	93,852	2.00	1,606,041	平成７年	1.31	49,950	1.42	1,187,064
昭和４０年	2.13	96,666	2.14	1,823,697	平成８年	1.30	49,784	1.43	1,206,555
昭和４１年	1.64	74,230	1.58	1,360,974	平成９年	1.27	48,912	1.39	1,191,665
昭和４２年	2.15	99,012	2.23	1,935,647	平成１０年	1.26	49,065	1.38	1,203,147
昭和４３年	1.98	93,410	2.13	1,871,839	平成１１年	1.20	46,680	1.34	1,177,669
昭和４４年	1.92	92,477	2.13	1,889,815	平成１２年	1.23	46,780	1.36	1,190,547
昭和４５年	1.93	91,867	2.13	1,934,239	平成１３年	1.21	46,236	1.33	1,170,662
昭和４６年	1.98	93,568	2.16	2,000,973	平成１４年	1.22	46,101	1.32	1,153,855
昭和４７年	1.99	95,200	2.14	2,038,682	平成１５年	1.20	44,939	1.29	1,123,610
昭和４８年	1.98	95,104	2.14	2,091,983	平成１６年	1.19	44,021	1.29	1,110,721
昭和４９年	1.94	94,356	2.05	2,029,989	平成１７年	1.15	41,420	1.26	1,062,530
昭和５０年	1.82	89,631	1.91	1,901,440	平成１８年	1.18	42,204	1.32	1,092,674
昭和５１年	1.75	86,335	1.85	1,832,617	平成１９年	1.19	41,550	1.34	1,089,818
昭和５２年	1.70	83,020	1.80	1,755,100	平成２０年	1.20	41,074	1.37	1,091,156
昭和５３年	1.71	82,012	1.79	1,708,643	平成２１年	1.19	40,165	1.37	1,070,035
昭和５４年	1.69	78,956	1.77	1,642,580	平成２２年	1.26	40,158	1.39	1,071,304
昭和５５年	1.64	75,526	1.75	1,576,889	平成２３年	1.25	39,292	1.39	1,050,806
昭和５６年	1.60	72,380	1.74	1,529,455	平成２４年	1.26	38,686	1.41	1,037,231
昭和５７年	1.65	72,828	1.77	1,515,392	平成２５年	1.28	38,190	1.43	1,029,816
昭和５８年	1.68	72,017	1.80	1,508,687	平成２６年	1.27	37,058	1.42	1,003,539
昭和５９年	1.68	70,210	1.81	1,489,780	平成２７年	1.31	36,695	1.45	1,005,677
昭和６０年	1.61	66,413	1.76	1,431,577	平成２８年	1.29	35,125	1.44	976,978
昭和６１年	1.59	63,947	1.72	1,382,946	平成２９年	1.29	34,040	1.43	946,065
昭和６２年	1.54	61,219	1.69	1,346,658	平成３０年	1.27	32,642	1.42	918,400
昭和６３年	1.50	59,211	1.66	1,314,006	令和元年	1.24	31,020	1.36	865,239
平成元年	1.41	55,251	1.57	1,246,802	令和２年	1.21	29,523	1.33	840,835
平成２年	1.43	54,428	1.54	1,221,585	令和３年	1.20	28,762	1.30	811,622
平成３年	1.43	53,909	1.53	1,223,245	令和４年	1.12	26,407	1.26	770,759
平成４年	1.40	53,121	1.50	1,208,989	令和５年	1.06	24,430	1.20	727,288
平成５年	1.33	50,925	1.46	1,188,282					

資料：厚生労働省「人口動態調査」

※上記表の北海道の合計特殊出生率のうち、昭和 30 年から昭和 57 年までは北海道保健福祉部の計算による。

（４）平均初婚年齢の推移（単位：歳）

区　分	夫		妻	
	北海道	全国	北海道	全国
昭和３０年	26.5	26.6	23.3	23.8
昭和３５年	26.9	27.2	23.8	24.1
昭和４０年	26.8	27.2	23.9	24.5
昭和４５年	26.3	26.9	23.7	24.2
昭和５０年	26.2	27.0	24.4	24.7
昭和５５年	27.2	27.8	25.1	25.2
昭和６０年	27.7	28.2	25.4	25.5
平成２年	28.0	28.4	25.8	25.9
平成７年	28.1	28.5	26.2	26.3
平成１２年	28.3	28.8	26.8	27.0
平成１７年	29.2	29.8	27.8	28.0
平成１８年	29.3	30.0	27.9	28.2
平成１９年	29.5	30.1	28.1	28.3
平成２０年	29.8	30.2	28.2	28.5
平成２１年	29.8	30.4	28.4	28.6
平成２２年	30.1	30.5	28.7	28.8
平成２３年	30.2	30.7	28.7	29.0
平成２４年	30.4	30.8	29.0	29.2
平成２５年	30.4	30.9	29.1	29.3
平成２６年	30.7	31.1	29.2	29.4
平成２７年	30.7	31.1	29.3	29.4
平成２８年	30.7	31.1	29.4	29.4
平成２９年	30.7	31.1	29.3	29.4
平成３０年	30.8	31.1	29.5	29.4
令和元年	30.8	31.2	29.4	29.6
令和２年	30.7	31.0	29.4	29.4
令和３年	30.5	31.0	29.4	29.5
令和４年	30.8	31.1	29.6	29.7
令和５年	30.6	31.1	29.4	29.7

資料：厚生労働省「人口動態調査」

（５）未婚率の推移　（単位：%）

区　分	男性		女性	
	北海道	全国	北海道	全国
昭和５０年	26.3	29.1	21.6	21.5
昭和５５年	26.4	28.5	21.0	20.9
昭和６０年	26.8	29.6	21.5	21.7
平成２年	27.8	31.2	22.7	23.4
平成７年	29.0	32.1	23.4	24.0
平成１２年	28.9	31.8	23.0	23.7
平成１７年	29.1	31.4	22.7	23.2
平成２２年	29.9	31.9	22.9	23.3
平成２７年	30.7	33.4	23.1	24.1
令和２年	31.9	34.6	23.5	24.8

資料：総務省「国勢調査」
（15 歳以上人口に占める未婚者の割合（「不詳」を含む。ただし、平成 22 年は配偶関係「不詳」を除き、平成 27 年以降は不詳保補完値による））

（６）生涯未婚率の推移　（単位：%）

区　分	男性		女性	
	北海道	全国	北海道	全国
昭和５０年	1.69	2.12	3.00	4.32
昭和５５年	2.13	2.60	3.33	4.45
昭和６０年	30.8	3.89	3.48	4.32
平成２年	4.28	5.57	4.07	4.33
平成７年	6.79	8.99	5.53	5.10
平成１２年	10.06	12.57	6.95	5.82
平成１７年	14.03	15.96	9.26	7.25
平成２２年	19.52	20.14	13.50	10.61
平成２７年	24.28	24.77	17.67	14.89
令和２年	27.76	28.25	20.36	17.81

資料：総務省「国勢調査」（45～49 歳、50～54 歳未婚率（「不詳」を除く。）の平均で、50 歳時の未婚率を示す。平成 27 年以降は不詳補完値による。）

（７）労働力人口の推移（北海道）　　（単位：人）

区　分	男性	女性
昭和５０年	1,633,701	882,202
昭和５５年	1,705,788	963,001
昭和６０年	1,713,875	1,030,969
平 成 ２ 年	1,693,972	1,102,228
平 成 ７ 年	1,754,654	1,180,553
平成１２年	1,681,624	1,186,052
平成１７年	1,605,893	1,179,901
平成２２年	1,536,498	1,165,326
平成２７年	1,421,037	1,132,006
令 和 ２ 年	1,330,807	1,118,588

資料：総務省「国勢調査」

（８）年間総実労働時間の推移　　（９）育児休業制度の規定及び取得状況の推移

（単位：時間）

区　分	北海道	全国
平成元年	2,148	2,088
平成４年	2,015	1,972
平成９年	1,909	1,900
平成１１年	1,884	1,842
平成１３年	1,870	1,848
平成１５年	1,810	1,846
平成１７年	1,842	1,829
平成１９年	1,848	1,850
平成２１年	1,810	1,768
平成２３年	1,802	1,788
平成２４年	1,810	1,808
平成２５年	1,804	1,792
平成２６年	1,792	1,790
平成２７年	1,785	1,785
平成２８年	1,778	1,782
平成２９年	1,778	1,781
平成３０年	1,755	1,769
令 和 元 年	1,745	1,733
令 和 ２ 年	1,680	1,685
令 和 ３ 年	1,684	1,709
令 和 ４ 年	1,695	1,719
令 和 ５ 年	1,692	1,726

資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
（事業所規模 30 人以上）

（単位：%）

区　分	育児休業制度の規定状況		育児休業の取得状況			
			北海道		全国	
	北海道	全国	男性	女性	男性	女性
平成１６年度	50.1	61.4	1.00	76.6	0.56	70.6
平成１７年度	53.9	61.6	1.00	85.4	0.50	72.3
平成１８年度	58.2	-	2.83	84.9	0.57	88.5
平成１９年度	54.7	-	0.50	70.8	1.56	89.7
平成２０年度	53.4	66.4	2.90	73.2	1.23	90.6
平成２１年度	57.2	68.0	1.54	81.3	1.72	85.6
平成２２年度	55.9	68.3	0.89	80.9	1.38	83.7
平成２３年度	56.4	64.5	3.34	88.2	2.63	87.8
平成２４年度	61.4	72.4	3.90	84.3	1.89	83.6
平成２５年度	64.9	-	2.00	89.4	2.03	83.0
平成２６年度	60.7	74.7	3.00	87.9	2.30	86.6
平成２７年度	51.0	73.1	4.00	81.2	2.65	81.5
平成２８年度	53.5	76.6	2.50	82.5	3.16	81.8
平成２９年度	56.1	75.0	2.20	81.5	5.14	83.2
平成３０年度	71.7	-	3.50	91.3	6.16	82.2
令和元年度	68.8	79.1	4.30	95.7	7.48	83.0
令和２年度	67.5	-	5.90	91.6	12.7	81.6
令和３年度	64.5	79.6	10.2	88.2	14.0	85.1
令和４年度	53.2	-	19.2	83.0	17.1	80.2
令和５年度	61.0	-	29.4	83.5	30.1	84.1

資料：道「労働福祉実態調査」「就業環境実態調査」
厚生労働省「雇用均等基本調査」「女性雇用管理基本調査」

（１０）完全失業率の推移　　（単位：%）

区　分	1月～3月		4月～6月		7月～9月		10月～12月		年平均	
	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国
平成１８年	5.5	4.4	5.4	4.2	5.3	4.1	5.4	3.9	5.4	4.1
平成１９年	5.5	4.1	5.3	3.8	4.7	3.7	5.0	3.7	5.0	3.9
平成２０年	5.6	4.0	5.0	4.0	4.9	4.0	4.3	3.9	5.1	4.0
平成２１年	5.6	4.6	5.4	5.2	5.4	5.4	4.7	5.0	5.5	5.1
平成２２年	5.2	5.1	5.5	5.3	5.0	5.1	5.1	4.8	5.1	5.1
平成２３年	5.3	4.8	5.9	4.8	5.1	4.5	4.4	4.3	5.1	*4.6
平成２４年	5.5	4.5	5.7	4.6	5.0	4.3	4.7	4.0	5.2	4.3
平成２５年	5.0	4.3	5.1	4.2	3.7	4.0	4.4	3.7	4.6	4.0
平成２６年	4.6	3.7	4.1	3.7	3.4	3.6	4.4	3.3	4.1	3.6
平成２７年	3.8	3.5	3.4	3.4	3.3	3.4	3.4	3.1	3.4	3.4
平成２８年	3.8	3.2	3.4	3.3	3.9	3.1	3.3	2.9	3.6	3.1
平成２９年	3.8	2.9	3.4	3.0	3.2	2.8	2.9	2.6	3.3	2.8
平成３０年	3.1	2.5	3.0	2.5	2.8	2.5	2.8	2.4	2.9	2.4
令和元年	2.8	2.4	3.0	2.4	2.1	2.3	2.4	2.2	2.6	2.4
令和２年	2.5	2.4	3.3	2.8	2.7	3.0	3.3	2.9	3.0	2.8
令和３年	3.0	2.8	2.9	3.0	3.3	2.8	3.0	2.6	3.0	2.8
令和４年	3.1	2.7	3.7	2.7	3.1	2.6	2.7	2.4	3.2	2.6
令和５年	2.6	2.6	3.2	2.7	2.8	2.6	2.7	2.4	2.8	2.6

資料：総務省「労働力調査」

注：*の数値は、東北３県（岩手県、宮城県、福島県）が震災の影響で調査困難となったため、各月の東北３県分の推計結果をその他全国の結果に加算することにより算出した値。

3　こども基本法

4　（仮称）北海道こども基本条例

5　北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例

6　北海道青少年健全育成条例